

IV 施設・設備等

【作成基準日：2016年5月1日（時点）】

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積 (白金キャンパス)

(表8)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要 校地面積 (m ²)	校舎面積(m ²)	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・ 学生自習室総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
80,718.3m ²	-	48,083.0m ²	-	151	10,708.0

(横浜キャンパス)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要 校地面積 (m ²)	校舎面積(m ²)	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・ 学生自習室総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
199,232.2m ²	-	43,548.0m ²	-	133	13,351.0

(2キャンパス合計)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要 校地面積 (m ²)	校舎面積(m ²)	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・ 学生自習室総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
279,950.5m ²	105,200.0m ²	91,631.0m ²	44,589.2m ²	284	24,059.0

- [注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m²)」「設置基準上必要校舎面積 (m²)」は、大学設置基準第37条、第37条の2（別表第3イ～ハ）を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2015（平成27）年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文科科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。
- 2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室総数」に含めても結構です。
- 4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

【明治学院大学 注記】

1. 設置基準上、必要校地・校舎面積は各学部毎に規定されているが、本学においては学部毎に所在キャンパスを定められないことから、キャンパス毎の必要校地・校舎面積は記載せず、合計面積のみ記載した。
2. 校舎面積および講義室・演習室・学生自習室総面積については、単線図（整数値表示）をもとに面積算出をしているため、整数表記としている。